



平成18年4月13日

各位

上場会社名 株式会社 松坂屋
代表者氏名 代表取締役社長執行役員
岡田 邦彦
コード番号 8235
本社所在地 名古屋市中区栄三丁目16番1号
上場取引所 名証・東証 第一部
決算期 2月
問合せ先 本社広報・IR室 山川 俊朗
(TEL.052-264-7025)

取締役の報酬額改定および株式報酬型ストックオプションの内容決定について

当社は、平成18年4月13日開催の取締役会において、取締役に対する報酬額改定および株式報酬型ストックオプションの内容決定の議案を、平成18年5月25日開催予定の当社定時株主総会に、下記のとおり提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

議案の概要は、取締役に対する退職慰労金制度に代えて、会社法(平成17年法律第86号)第236条、第238条および第239条の規定に基づき、同等の価値を有する新株予約権を株式報酬型ストックオプションとして取締役に対して発行することに伴い、従来の報酬額に加えて株式報酬型ストックオプションの額として会社法第361条第1項第1号に規定される取締役に対する報酬等を増額するとともに、会社法第361条第1項第3号の規定する報酬等のうち金銭でないものとしての新株予約権の内容のご承認をお願いするものであります。

なお、当社執行役員についても、今後、取締役と同様に、退職慰労金制度に代えて同等の価値を有する新株予約権を株式報酬型ストックオプションとして発行することといたしますので、併せてお知らせいたします。

記

総会提案議案 取締役の報酬額改定および株式報酬型ストックオプションの内容決定の件 【議案提案の理由】

当社は、取締役の報酬を当社の株価や業績と連動したものとするため、取締役に対し、退職慰労金制度に代えて同等の経済価値を有する新株予約権を、株式報酬型ストックオプションとして発行することといたしました。

会社法(平成17年法律第86号)施行前におきましては、ストックオプションについて、株主様以外の方に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するものとして、その発行手続きにおいては特別決議によるご承認となっておりますが、会社法施行後は、ストックオプションとして発行される新株予約権が、取締役および監査役の報酬等に該当

すると位置づけられたことおよび平成17年12月27日に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」により会計上の費用化が実施されることに伴い、従来ご承認いただいております取締役の報酬等の額の変更のご承認をお願いすることといたしました。

【議案の内容】

1. 当社の取締役報酬額は昭和57年5月27日開催の第137期定時株主総会において、月額2,300万円以内(ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与を含まない。)とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該月額の取締役報酬額とは別枠として、会社法第361条第1項第3号に規定される報酬等のうち金銭でないものとしてストックオプションによる報酬等の額である年額8,000万円以内の報酬額の増額をお願いするものであります。

また、上記報酬額の変更と併せて、会社法第361条第1項第3号に規定される報酬等のうち金銭でないものとして、下記(1)以降の内容のとおり、新株予約権を付与することにつきご承認をお願いするものであります。

当社の現在の取締役は7名ですが、取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと8名になります。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まないものといたします。

2. また、このストックオプションとして取締役に発行する新株予約権の内容は次のものといたしたく存じます。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び総数

新株予約権の総数140個を各事業年度に係る定時総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数 普通株式140,000株を各事業年度に係る定時総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式数は1,000株とする。

なお、当社が、会社分割(株式無償割当てを含む。以下、会社分割の記載につき同じ)、株式併合、または資本の減少等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額1円に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決議する新株予約権の割当日の翌日より20年間とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(5) 新株予約権の行使の条件

上記(3)に拘わらず、新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができるものとし、その他の新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の募集事項を決定する株主総会または取締役会において定める。

なお、商法(明治32年法律第48号)が改正されて会社法(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されました。会社法施行前におきましては、ストックオプションについて、株主様以外の方に対し特に有利なる条件をもって新株予約権を発行するものとして、その発行手続において株主総会の特別決議によるもので、取締役の報酬としての決議ではありませんでしたが、会社法の施行に伴い、会社法の下においてはストックオプションの付与が取締役に対する報酬等に該当することとなりました。そこで、今後につきましては、新株予約権の公正価額を払込金額とし、当該払込金額を取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺することを条件として、当社取締役会の決議によりストックオプションとしての新株予約権を発行する方法へ変更いたします。

以 上